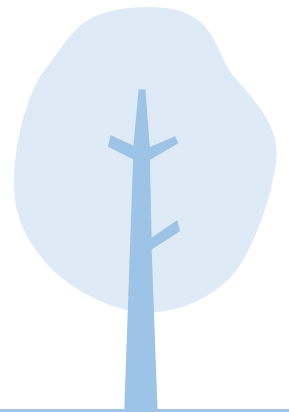


第3章

行動計画の考え方



第3章 行動計画の考え方

1 「町田市子ども発達支援計画(2018年度～2020年度)」の評価

「町田市子ども発達支援計画(2018年度～2020年度)」に基づきさまざまな取組を行ったことにより、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる環境を構築することができました。

個々の取組成果として、まず子ども発達センターが療育・相談機能の中心となり、認可通園事業、併行通園事業や相談事業をとおして、発達に支援が必要な子どもが専門的な支援を受けられるように努めました。特に相談事業については、対象を未就学児から18歳未満の児童に拡大し、相談機関の連携の核となることで、切れ目のない相談体制を整備しました。

次に、保育園や学童保育クラブへの障がい児の受入れを進め、発達に支援が必要な子どもとその家族が、地域で不安や負担を抱えることなく安心して暮らせるように支援を行いました。特に、保育園等における集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業については、ニーズの高まりに対応するため、子ども発達センターにおける支援体制の充実を図るとともに、学童保育クラブも対象施設として拡充しました。

また、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児を支援するため、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、医療的ケア児の保育園への受入れを進めるとともに、医療的ケア児支援コーディネーターの配置や、居宅訪問型児童発達支援を開始しました。

さらに、障がい等の有無にかかわらず、子どもが地域で多様な遊びや体験に参加し、さまざまな人と交流できるように、子育てひろば等への子ども発達センター職員の同行参加や、子どもクラブの整備などの環境整備を行いました。また、子どもの発達に関する地域での公開講座やリーフレットの作成・配布により、障がい等に関する地域における理解の促進に努めました。

本行動計画では、これまでの課題を踏まえつつ、新たな課題にも取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン^{*})をさらに推進します。

*この計画において「インクルージョン」とは、「すべての人が障がい等についての理解を深め、障がいのあ
る人もない人も、ともに暮らすことができるように、人格と個性が尊重されて社会的に包容されていること。」
と考えます。

2 行動計画の特徴的な取組

○ 相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、相談支援体制の質の向上を目的に、市内事業者との連携強化に取り組み、相談支援体制を整備します。

○ 医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の整備

医療的ケア児や重症心身障がい児への支援については、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する医療的ケア児コーディネーターを中心とした総合的な支援体制の構築に取り組みます。

3 取組項目選定の考え方

2019年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」では、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を掲載していますが、本行動計画では、障がい児支援の体制をさらに充実するため、2021年度～2023年度までの間に取り組む事業について基本施策を実現する要素を明確化する必要がありました。

そのため、取組項目を選定するにあたり3つの選定基準を定め、基準を1つ以上満たす事業を取組項目として選定しています。

選定基準

- ① 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる
- ② 地域社会への参加ができる
- ③ 包容（インクルージョン）を推進する

